

## 4 淳于意伝記考

猪飼祥夫

漢代の初めに、確かに存在した有名な医者がある。名前を、淳于意(じゅんうい)という。『史記』の『扁鵲倉公列伝』には、彼の伝記が述べられている。淳于意が倉公と呼ばれているのは、彼が租税の納入や封禄を給付する役職(太倉長)についていたためである。まず公孫光という人について医学を学んでいる。そして陽慶に弟子入りすることになる。「高后の八年(BC180)には、さらに師の同じ郡の元里の公乗の陽慶(ようけい)に学問を受ける。慶の年は七十余りであった。」「そして秘禁の方法を彼にさずけた。黄帝と扁鵲の『脈書』『五色診病』を伝え、『知人死生』『決嫌疑』『定可治』、及び『藥論』がもっとも精しい。これを受けること三年にして、人のために病気を治療し、死と生を見極め、効果があった。そうして

諸侯の国を客遊してあるいた。他国に歩出歩いていたら家のことを顧みなかった。有るときは人のために病気を治療を行なわなかった。病氣の家では、このことを怨むものが多かった。そのことは、この列伝が書かれる直接の原因になったと考えられる大きな事件を引き起こした。すなわち文帝の四年(BC176)に突然、怨まれ上書されて罪に問われる。文帝の『本紀』によれば十三年(BC167)のことだという。また『漢書・刑法志』にも同様の記事があり十三年のこととする。『史記』と『漢書』の記載によれば、淳于意が捕まったときには齊の国の「太倉令」であったとあるから、役職につきながら医療を行っていたのであろうと思われる。『漢書』の顔師古の注によれば追捕されたとあり、長安への護送も嚴重であったらしいから、たぶん罪を自ら認めていなかったと思われる。その少女緹縈(ていえい)は父にしたがって長安までついていった。皇帝に書をさし上げて父を救おうとするのである。このことを知った文帝は、その娘の意を悲しんで詔を下して、肉体に対する刑罰を取り除いた。この事件は非常に重要な事件であり、そのために淳于意は

刑罰から逃れられたのである。肉刑の法律が除かれたのは、文帝の十三年であると考えられる。『漢書』によれば十三年の五月のこととする。しかしこの事件の発生は文帝の四年だったのかもしれない。一地方のそれほど高くない官僚に取り調べが行われ罪が決定され、さらに齊から長安に護送されて、皇帝の詔がおりるまでにそうとう時間がかかるから、同年の事とするには時間的に無理があると思われる。

「いま先生の陽慶が死んですでに十年ばかり、わたくし淳于意は三年を費やし、年齢は三十九歳です。」と述べている。その年代は文帝の十三年(BC167)であると考えられる。先の記事から、すなわち陽慶は亡くなる年すなわち高后八年(BC180)に、淳于意に医学書を授けたのであると思われる。計算すれば、淳于意は漢の高祖の二年(BC205)にうまれたことになる。文帝の四年(BC176)に罪を得たと考えると、陽慶から書物を伝えられて四年ばかりであり、三年それらの本を研究したとすると、実際に他者のために医療を行なったのは一年だけということになる。もし文帝の十三年(BC167)に罪を得て赦され

たとなると、十年ほど治療を続けていたと考えられる。

淳于意の死亡年代は明らかでない。林培真は紀元前一三四年前後とし、何愛華は紀元前一四〇年とする。この列伝には二十五例のカルテ(診籍)が残っている。その中には文帝の十三年(BC167)以後のものと考えられる症例が含まれている。文帝の十六年(BC165)に齊が分割され、齊・齊北・菑川・膠西・齊南など七国になる。これらの地名がカルテの中に見られるから一部のカルテは紀元前一六四年以後と言うことになる。前半の詔による下問が十三年のこととすると年代が合わなくなる。このような矛盾から、この列伝は後に補われたものではないかという議論が出てきたのである。

彼の伝記が書き残された直接の原因は、この事件のためである。淳于意は代々の医者でなかったし、医療についても新しい発明をしたわけでもない。この伝記からうかがえることは、書物によって医療を行なっていたことである。

(北里研究所東洋医学総合研究所・医史学研究部)